### 小規模個人再生による変更再生計画認可

**平成２０年（再イ）第８０号**

岐阜市本荘西１丁目32番地

再生債務者　不破　　進

１　主文　本件変更再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月15日　　岐阜地方裁判所民事部

### 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２３年（再ロ）第６号**

岡山県赤磐市福田706番地

再生債務者　重松　　功

１　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月20日から平成24年１月30日まで

岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再ロ）第１０１２６号**

東京都世田谷区千歳台１―38―10―102

再生債務者　大坪　八重

１　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月26日から平成24年２月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第２号**

沖縄県国頭郡大宜味村字津波420番地　村営渡海団地６－６

再生債務者　宮城さゆみ

１　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月26日から平成24年２月２日まで

那覇地方裁判所名護支部

**平成２３年（再ロ）第２３号**

札幌市北区新琴似６条16丁目３番７号

再生債務者　藤本　好恵

１　決定年月日時　平成23年12月16日午前11時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年１月13日まで

４　一般異議申述期間　平成24年１月27日から平成24年２月３日まで

札幌地方裁判所民事第４部

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第１００８６号**

東京都足立区新田２－９―22―708

再生債務者　石山　浩行

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月９日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年１月６日まで

平成23年12月15日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第８号**

岡山市東区金岡西町615番地１

再生債務者　成本　奈美

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年１月６日まで

平成23年12月16日

岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（再ロ）第１号**

広島県三次市君田町東入君254番地20　グリーンハイツ松ヶ瀬

再生債務者　盛原　清春

１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月７日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成24年１月16日まで

平成23年12月15日　広島地方裁判所三次支部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２３年（再ロ）第５８号**

大阪府八尾市太田５丁目79番地

再生債務者　中田　信勝

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月14日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（再ロ）第１７号**

神戸市東灘区北青木４丁目22番17―307号

再生債務者　山岸　　直

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月14日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２２年（再ロ）第８号**

鳥取県西伯郡伯耆町丸山1463番地２

再生債務者　松原　哲也

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月15日　鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（再ロ）第６号**

沖縄県浦添市勢理客２丁目１番32―203号　ユーポ樽２

再生債務者　徳嶺　寿江

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成23年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年12月15日

那覇地方裁判所民事第３部

### 給与所得者等再生による再生手続廃止

**平成２３年（再ロ）第２号**

仙台市太白区中田１丁目１番20―505号

再生債務者　庄司　　誠

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成23年12月15日

仙台地方裁判所第４民事部

### 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 23 年 12 月 27 日　　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日

⑴　中学校教諭一種免許状、平22中一種第638号、福岡県教育委員会、平成23年３月19日、福岡県、本田　晴嵩、平成23年12月５日

⑵　高等学校教諭一種免許状、平22高一種第1013号、福岡県教育委員会、平成23年３月19日、福岡県、本田　晴嵩、平成23年12月５日

２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

### 吸収合併公告

吸収合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月六日

掲載頁　五十九頁（号外第一一九号）

平成二十三年十二月二十七日

東京都千代田区平河町二丁目七番九号

（甲）ナプテスコ株式会社

代表取締役　小谷　和朗

兵庫県神戸市西区福吉台一丁目一六一七番地の一

（乙）ナプテスコ・マリーン・サービス株式会社

代表取締役　尾畑　収計